

県営土地改良事業（ため池等整備事業大谷新池・歳ヶ原地区）における事業費の負担区分の予定及び地元負担の予定基準

1 事業費及び事業費の負担区分の予定

- (1) 県営事業費 650,000 千円（令和 7 年度単価・ただし、物価変動により将来変動することがある。）

※地方事務費 32,500 千円を除く。

- (2) 負担区分の予定（単位：%）

工事の区分	国庫負担	県負担	市負担		地元負担
			負担金	分担金	
ため池工事	55	38	7	0	0

2 土地改良法第 91 条の規定による市町負担金の納入方法

本事業の施行に係る地域の三次市は、土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号。以下「法」という。）

第 91 条第 6 項の規定により、広島県建設事業負担金条例（昭和 36 年条例第 12 号）に従い負担金を負担する。

3 土地改良法第 91 条の規定による地元分担金の納入方法

該当なし

4 地元負担の予定基準

該当なし